


所管部課	市民部 産業振興課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例、東大和市小口事業資金融資条例施行規則、東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例施行規則、東大和市特例小口零細企業資金融資要綱				
	部課機関					
1. 要旨						
(1) 改正理由						
<ul style="list-style-type: none"> ・市内各金融機関の預託金廃止の意向を踏まえ、市と金融機関双方の事務処理軽減や、円滑な小口事業資金融資あっせん制度の実施を図るため、預託金を廃止する一部改正を行う。 ・独立開業資金を廃止し、創業資金及び特定創業資金を新設することで、独立開業者を含めた創業者への支援拡充を図るため一部改正を行う。 						
(2) 改正の要旨						
<ul style="list-style-type: none"> ・条例第2条、第3条に規定された預託金に関する記述を削除する。 ・条例第2条、第4条、第5条、第6条、第11条に規定された独立開業資金に関する記述を削除する。 						
(3) 施行日						
令和2年11月1日（ただし第2条第1号及び第3条の改正規定は、令和3年4月1日）						
(4) 影響及び効果						
円滑な小口事業資金融資あっせん制度の実施や支援拡充が図れる。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
令和2年7月20日 文書課において審査済み						
3. 留意事項（問題点等）						
創業資金及び特定創業資金の新設については、東大和市特例小口零細企業資金融資要綱にて別に制定。						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
令和2年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。